

【地方分権改革の今後の進め方に関する特別決議（平成18年10月）】

真の地方分権確立のため、地方分権改革の推進について、九州地方知事会として次のとおり提言する。

1. 第2期地方分権改革を、国民・国会の理解のもと強力に推進するため、基本理念と地方分権改革の推進に関する基本方針などを定めた「地方分権改革推進法（仮称）」を今国会で制定すること。
2. 自主・自立的な行財政運営ができる真の地方分権を確立する観点から、財政上の措置については、地方交付税及び国庫補助負担金の見直しと合わせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行い、地方の税財源の充実強化を図ること。
また、地方交付税については、その所要総額を確保すること。
3. 地方分権改革推進委員会の委員長及び委員は、地方分権の推進について十分な識見を有する者から選任すること。
4. 道州制の検討に当たっては、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地域における行政は地方が自主的かつ総合的に担うという地方分権推進の視点から検討すること。

平成18年10月23日

九州地方知事会